

令和7年12月18日

練馬区における移動制約者の現況について

運営協議会では、移動制約者の方々の状況や、練馬区地域におけるタクシー事業者等の公共交通機関によるサービスの提供状況などを把握したうえで、練馬区地域においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うこととされています。

この資料は、協議を行うための基礎資料としてご用意しています。

1. 練馬区の現況

(1) 区の人口

区の人口は、令和7年1月1日現在、745,927人（395,526世帯）であり、年齢3区分別人口構成は、下表のとおりである。

（各年1月1日現在・単位：人）

区分	令和5年	令和6年	令和7年	R7における 構成比（％）
年少人口 （0～14歳）	85,943	84,978	84,321	11.3%
生産年齢人口 （15～64歳）	490,697	493,408	497,669	66.7%
老年人口 （65歳以上）	162,274	163,154	163,937	22.0%
合計	738,914	741,540	745,927	—

(2) 公共交通

練馬区の公共交通は、鉄道が主に東西方向を走り、路線バスが南北方向の交通を担い、みどりバスが路線バスを補完する交通体系となっている。鉄道は、西武池袋線・豊島線・新宿線・有楽町線、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線、都営大江戸線の8路線が運行し、路線バスは、西武バス、国際興業、関東バス、京王電鉄バス、東京都交通局の5つの事業者により約160系統、みどりバスは5系統運行している。

しかし、区内には、鉄道の駅から遠い地域や、道路整備の遅れ等により路線バスが運行されていない公共交通空白地域（※）が存在する。区は、「公共交通空白地域改善計画」を策定し、計画に基づく既存路線バスの再編などにより公共交通空白地域の改善に取り組んでいる。

※公共交通空白地域・・・鉄道駅から800m以上、かつ30分に1便以上運行しているバス停から300m以上離れ、公共交通を利用しづらい地域。

(3) 高齢者の状況

①65 歳以上人口 163,937 名（令和 7 年 1 月 1 日現在）

②高齢化率 22.0%（同上）

③要介護・要支援認定者数

（各年 9 月 30 日現在・単位：人）

区分	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
要支援 1	4,894	5,073	5,292
要支援 2	4,303	4,301	4,608
要介護 1	7,102	7,033	7,043
要介護 2	7,190	6,910	7,244
要介護 3	4,981（117）	4,999（126）	5,036（132）
要介護 4	4,667（91）	4,852（91）	4,769（96）
要介護 5	3,512（108）	3,602（103）	3,417（119）
計	36,649	36,770	37,409

※（ ）内の数は、全体の認定者数のうち、リフト付福祉タクシー事業の対象外である 65 歳未満の認定者数。

(4) 障害者の状況

①身体障害者手帳交付者数

（各年 3 月 31 日現在・単位：人）

区分	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
視覚障害	1,513	1,520	1,534
聴覚機能平衡障害	2,116	2,183	2,277
音声言語障害	262	265	259
内部障害	7,223	7,268	7,504
肢体不自由	9,053	8,982	9,022
合計	20,167	20,218	20,596

②愛の手帳（知的障害者）交付者数

（各年 3 月 31 日現在・単位：人）

区分	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
最重度（1 度）	191	188	187
重度（2 度）	1,356	1,395	1,437
中度（3 度）	1,202	1,223	1,243
軽度（4 度）	2,677	2,786	2,914
合計	5,426	5,592	5,781

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

（各年 3 月 31 日現在・単位：人）

区分	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
総数	9,124	9,508	10,261
1 級	476	491	482

(5) 難病患者および人工透析の状況

①難病等医療費助成認定件数

(各年 3 月 31 日現在・単位：人)

	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
総 数	5,984	6,077	6,478
男	2,528	2,601	2,799
女	3,456	3,476	3,679

②特殊医療費助成申請者数のうち「人工透析を必要とする腎不全の人数」

(各年 3 月 31 日現在・単位：人)

	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
総 数	1,638	1,625	1,600
男	1,145	1,137	1,134
女	493	488	466

2. 練馬区における外出支援事業

練馬区における外出支援事業は、主として障害者と高齢者を対象としており、次のような制度がある。

種 別	制度の内容	対象	実績（6 年度）
①福祉タクシー券	月額 3,500 円 のタクシー券を 交付	①身体障害者手帳(対象と ならない障害もあり) 1～3 級	4,840 人 130,522 千円
②自動車燃料費の助成	月額 2,800 円 の燃料費を助成	②愛の手帳 1～2 度 ③精神障害者保健福祉手 帳 1 級 ※①②③ともに所得制限 あり	1,359 人 43,661 千円
③リフト付福祉 タクシー	予約料や迎車料 を区が負担	①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手 帳所持者 ④65 歳以上で要介護 3～ 5 に認定された者	56,928 回 (高齢) 14,034 千円 (障害) 59,385 千円

※①と②については、65 歳以上で新たに手帳の認定をされた者は除外されている。

※①と②は併給できない。

※①と③は同時に使用できる。

(1) 福祉タクシー券

- ・身体障害者手帳（下肢機能、体幹機能、移動機能、視覚、内部障害）1～3 級の方
- ・愛の手帳 1～2 度の方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

このうち、所得制限（単身で 366 万 1 千円）以下で自動車燃料費の助成を受けていない方を対象に、月額 3,500 円の福祉タクシー券を交付している（65 歳以上で新たに手帳の認定をされた方を除く）。令和 7 年 4 月現在、契約タクシー会社等は 193 団体。

	4 年度	5 年度	6 年度
利用者数（人）	4,870	4,842	4,840
決算額（千円）	127,403	131,981	130,522

（２）自動車燃料費の助成

- ・身体障害者手帳（下肢機能、体幹機能、移動機能、視覚、内部障害）１～３級の方
- ・愛の手帳１～２度の方
- ・精神障害者保健福祉手帳１級の方

このうち、所得制限（単身で 366 万 1 千円）以下で福祉タクシー券を受けていない方を対象に、月額 2,800 円のガソリン代を助成している（65 歳以上で新たに手帳の認定をされた方を除く）。上記の障害をもつ方と同居し生計を同じくしている方も対象となる。

	4 年度	5 年度	6 年度
利用者数（人）	1,396	1,365	1,359
決算額（千円）	41,110	40,554	43,661

（３）リフト付福祉タクシー事業

- ・身体障害者手帳、愛の手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・要介護３～５に認定されている 65 歳以上の方

リフト付福祉タクシーを利用する際に、その予約や迎車に係る費用相当を区が負担している。令和 7 年 4 月現在、契約タクシー会社は 94 社。

	4 年度	5 年度	6 年度
利用回数（回）	59,705	64,627	56,928
決算額（千円）【高齢】	14,760	15,651	14,034
決算額（千円）【障害】	62,016	67,500	59,385

（４）移動サービス団体への支援

区では、地域で非営利の福祉活動を行っている団体（区民を対象とし利用実人数が 20 名以上でかつ 1 年以上活動実績がある非営利団体）に対し、補助金を交付しており、移動サービス団体もその対象となっている。

	4 年度	5 年度	6 年度
補助金交付団体数	3 団体	1 団体	1 団体
補助金額（千円）	4,633	2,037	2,083

3. 練馬区内のタクシー事業者の状況

区分		令和5年6月30日 現在	令和6年6月30 日現在	令和7年6月30 日現在
一般タクシー 事業者	社(者)数	15	16	16
	台数	一般タクシー 1,244 台 特種車（車椅子、 寝台、ｽｰﾌﾟ 車両） 20 台	一般タクシー 1,200 台 特種車（車椅子、 寝台、ｽｰﾌﾟ 車両） 19 台	一般タクシー 1,270 台 特種車（車椅子、 寝台、ｽｰﾌﾟ 車両） 18 台
限定タクシー （介護タクシー） 事業者	社(者)数	72	68	71
	台数	介護タクシー車両 109 台	介護タクシー車両 108 台	介護タクシー車両 111 台

福祉有償運送の現状

1. 福祉有償運送の対象(旅客の範囲)

福祉有償運送の旅客の範囲は、次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人。

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者（イ）
- ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（ロ）
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者（ハ）
- ④ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者（二）
- ⑤ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者（ホ）
- ⑥ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者（ヘ）
- ⑦ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（自閉症、学習障害を含む）を有する者（ト）

2. 練馬区における福祉有償運送の登録会員数

福祉有償運送の旅客の範囲となる区分の人数と外出支援事業利用者数。

福祉有償運送の実際の登録者数は以下の表のとおり。

（令和7年3月31日現在）

区 分		人数	練馬区外出支援 事業利用者数	登録会員数	分類 (区分)
高齢者（65歳以上） （163,937人）	要介護	27,509		137	二
	要支援	9,900		26	ホ
障害者 （身障手帳所持者）	身体	20,596	福祉タクシー券 4,840 自動車燃料費 1,359	282	イ
	知的	5,781		31	ハ
	精神	10,261		0	ロ
				重複△59	
（合 計）		74,047	6,199	417	

- * リフト付福祉タクシーの利用は、高齢者：10,555回、障害者：46,373回
- * 福祉有償運送の対象となるのは、単独では公共交通機関が利用できない者のみ
- * 高齢者の人数は、令和7年1月1日現在
- * 要介護・要支援の人数は、令和6年9月30日現在
- * 登録会員数は、令和6年度の実績報告に基づく

3. 練馬区で認められている福祉有償運送団体（令和7年3月31日現在）

（1）練馬区で認められている福祉有償運送団体と会員数

団体名	会員数									保有車両台数		
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	重複	計	福祉	タッ	計
特定非営利活動法人 福祉送迎サービスきすな	31	0	3	85	18	5	0	59	83	3	5	8
特定非営利活動法人 通院移送センタータンポポ	192	0	0	21	8	0	0	0	221	7	3	10
社会福祉法人 ハッピーネット	19	0	28	0	0	0	0	0	47	1	0	1
特定非営利活動法人 福祉送迎わかば	40	0	0	31	0	0	37	0	108	2	1	3
合計 4 団体	282	0	31	137	26	5	37	59	459	13	9	22

※会員数および保有車両台数は、各団体から提出された「実績報告書」に記載されている人数

※網掛け…令和6年度に「移動サービス団体への支援」の補助金を受けている団体

（2）練馬区で認められている福祉有償運送団体の会員数および運送回数の推移

団体名	会員数			運送回数		
	4 年度	5 年度	6 年度	4 年度	5 年度	6 年度
特定非営利活動法人 介護支援事業所 縁（ゆかり）	45	-	-	277	-	-
特定非営利活動法人 福祉送迎サービスきすな	171	176	83	3,718	3,750	1,862
特定非営利活動法人 通院移送センタータンポポ	187	208	221	40,472	41,716	40,558
特定非営利活動法人 日本ライフアシスト協会	103	-	-	1,641	-	-
社会福祉法人 埼玉福祉会	0	0	-	0	0	-
社会福祉法人 ハッピーネット	31	48	47	767	1,107	918
特定非営利活動法人 福祉送迎わかば	8	62	108	619	565	881
特定非営利活動法人 ポプラ介護輸送	9	-	-	248	-	-
合 計	554	494	459	47,742	47,138	44,219

※網掛けの4団体については、登録抹消となっている。